

第 1 回嬉野市議会定例会
(追加議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
28	【新旧対照表】嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例	1
29	嬉野市教育委員会委員の任命について（参考資料）	2

【新旧対照表】嬉野市印鑑条例の一部を改正する条例

改正案	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 登録者が、本市の電子情報処理組織（本市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して前項の請求を行うときは、同項の規定にかかわらず、登録証を添えることを要しない。この場合において、登録者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、電子証明書と併せて送信する方法その他市長が適当と認める方法により、これを送信しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の請求があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、請求が適正であることを確認の上、請求をした者に印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>4 市長は、第2項の請求があったときは、個人番号カード及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該請求が適正であることを確認した上で、郵便により請求者に対し印鑑登録証明書を交付するものとする。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条の2 登録者で、個人番号カードの交付を受けたものは、当該個人番号カードを使用し、多機能端末機（本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項に規定する暗証番号を自ら入力することにより、印鑑登録証明書の交付を請求し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の請求があったときは、登録証及び印鑑票と照合し、請求が適正であることを確認の上、請求をした者に印鑑登録証明書を交付しなければならない</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>